四万十市介護事業所等物価高騰に関する緊急対策給付金給付事業実施要綱

令和７年８月８日

告示第84号

（趣旨）

第１条　この告示は、原油価格及び物価の高騰により光熱費等の負担が増大している法人を支援するため、物価高騰に関する緊急対策給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第２条　給付金の給付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす法人とする。

　(1) 令和７年１月１日（以下「基準日」という。）時点で、市内に所在地を有し、別表第１に定める介護事業所、介護施設又は障害福祉サービス事業所等（以下「介護事業所等」という。）のいずれかを運営していること。

　(2) 第４条の申請の日において、前号に掲げる介護事業所等を休止していないこと。ただし、運営している介護事業所等の一部を休止している法人を除く。

　(3) 基準日から３箇月の間に、当該介護事業所等においてサービス提供実績があること。ただし、基準日以後にサービス提供を開始した介護事業所等を運営する法人については、この限りでない。

　(4) 国又は高知県等による同種の給付金事業の給付対象外であること。

２　前項の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付の対象としない。

　(1) 別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

　(2) 市税の滞納があるとき。

（給付額）

第３条　給付金の給付額は、別表第１に定める額とする。

（給付申請）

第４条　給付金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、給付金給付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

　(1) 四万十市税の納税証明書

 (2) 誓約書（様式第２号）

 (3) その他市長が必要と認める書類

（申請期限）

第５条　前条の申請の期限は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和８年３月10日とする。

（給付決定）

第６条　市長は、第４条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付の可否を決定後、給付金給付（不支給）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（不当利得の返還）

第７条　市長は、前条の規定により給付金の給付を受けた者（以下「給付決定者」という。）が次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、給付金の給付決定を取り消し、期限を定めて、給付を行った給付金の返還を命ずるものとする。

　(1) 虚偽又は不正な手段により給付金の給付を受けたとき。

(2) 別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、この告示に基づく命令に違反したとき。

（書類の整備）

第８条　給付決定者は、当該給付金に係る書類を、給付金の給付の決定に係る会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（調査等）

第９条　市長は、給付事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、給付決定者に対し、調査を行うことができる。

（委任)

第10条　この告示に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和８年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき給付された給付金については、第７条から第９条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第１（第２条及び第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 給付対象事業所等 | 給付額 |
| 高齢者施設 | １　入所系 | 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（特別養護老人ホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、有料老人ホーム、軽費老人ホーム | １施設当たり50,000円 |
| ２　通所系 | 認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） | １事業所当たり25,000円 |
| ３　訪問系 | 訪問入浴介護、居宅介護支援 | １事業所当たり25,000円 |
| 障害者施設 | １　訪問系 | 訪問入浴サービス | １事業所当たり25,000円 |
| ２　相談系 | 相談支援 | １事業所当たり25,000円 |

別表第２（第２条及び第７条関係）

１　暴力団（四万十市暴力団排除条例（平成23年四万十市条例第３号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（四万十市の事業所等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第７号）第２条第２項第５号イに規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第14条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財政上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。